

国土交通省

Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年2月7日 道路局路政課

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ~安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて~

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るための「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の充実の重要性が明らかになりました。また、橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の減少により、持続可能なインフラ管理が課題となっています。加えて、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、道路分野の脱炭素化の推進が急務となっています。

2. 概要

- (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化
 - ① 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。
 - ② 地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度を創設。
 - ③ 被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その 占用許可基準を緩和し、設置に対して無利子貸付制度を創設。
- (2) 持続可能なインフラマネジメントの実現 効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を 他の自治体が代行できる制度(連携協力道路制度)を創設。
- (3) 道路の脱炭素化の推進
 - ① 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。
 - ② 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和。
- (4) 道路網の整備に関する基本理念の創設

道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設。

<問合せ先>

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、関根、高砂、杉﨑

TEL: 03-5253-8111 (内線 37-333)、03-5253-8480 (直通)

● 道路法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 令和6年1月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・ 孤立集落への交通確保のための道路啓開の強化や平時からの防災活動 拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の重要性が明らかに
- 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の 減少により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題 ※技術系職員数が0人の市区町村は全体の約25%
- 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、地球温暖化の影響を防止し、 新たな削減目標に貢献していくためにも、道路分野の脱炭素化の取組が重要
- ⇒ ①平時からの備えと有事における初動対応の充実、②インフラ管理の担い手不足への対応、
 - ③道路分野における脱炭素化の推進 により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要



令和6年能登半島地震 における道路啓開

※道路啓開:土砂・瓦礫等、自然 災害に伴う道路上の障害物除去

法案の概要

1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化 [道路法·特措法·財特法]

<初動対応の強化>

○ 道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に 基づいた道路啓開を実施(承認工事の特例の創設)

<災害時における国による機動的な支援>

- 災害時における直轄代行制度を拡充
 - ・災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場 を活用する場合に必要な管理の代行
 - ・地方道路公社管理道路の災害復旧等の代行

<防災拠点としての自動車駐車場の機能強化>

- 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の占用許可基準を緩和、設置に対する無利子貸付制度を創設
- 地方管理の防災拠点自動車駐車場について、 改築等を直轄代行できる制度を創設

(平時)

- ・関係者で協議し、 啓開計画を策定、 定期的に見直し。 実践的な訓練等を 実施
- ・防災拠点となる 「道の駅」の整備や トイレコンテナ等の 配備促進 等

(発災時)

- ・啓開計画に基づく、 道路啓開の実施
- ・防災拠点となる 「道の駅」の管理を 国が代行
- ・トイレコンテナ等の 被災地への派遣 等









トイレ<mark>コン</mark>テナ等 の被災地への派遣





2. 持続可能なインフラマネジメントの実現 [道路法]

○ 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を 実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を 他自治体が代行できる制度(連携協力道路制度)を創設

3. 道路の脱炭素化の推進 【道路法·特措法】

- 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の<mark>道路脱炭素化基本方針</mark>に 基づき、道路管理者が<mark>道路脱炭素化推進計画</mark>を策定する枠組みを導入
- 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の 推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の 占用許可基準を緩和

4. 道路網の整備に関する基本理念の創設 [道路法]

- 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を 果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の 推進等を定めた基本理念を創設
- (参考) 現行の目的規定: この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ※上記のほか、道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するとともに、道路整備特別措置法の令和2年改正の際に手当てする必要があった同法第54条について規定の修正並びに道路法の令和3年改正の際に手当てする必要があった同法第102条及び第104条について表現の適正化を行う。



近隣の市町村が連携・協力して、 道路管理を実施



道路照明のLED化



太陽光発電施設の設置

【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路における脱炭素化の推進

道路法に基づく道路啓開計画に位置づけられた道路啓開訓練実施率: (2024年)規定なし → (2026年)国100% 道路照明のLED化率: (2023年度)国約44% → (2030年度)国100% Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年4月16日 道路局路政課

「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、 その一部の施行に伴う関係政省令が公布及び施行されました ~改正法の円滑な施行を図ります~

令和7年4月9日、「道路法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、このうち、国土交通大臣による災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行等に係る改正規定については、公布の日(令和7年4月16日)から施行されるため、その施行に伴う関係政省令が本日公布及び施行されました。

1. 概要

改正法は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の 重要性が増大していることを踏まえ、道路における平時からの備えと有事における初動対 応の充実等の措置を行うものです。

改正法においては、

- 道路啓開計画の法定化
- ・国土交通大臣が災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合 に必要な管理を代行する制度
- ・国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を代行する制度に係る事項について、改正法の公布の日から施行することとされました。

改正法は、令和7年4月9日に成立したところであり、改正法の公布・一部の施行に合わせ、必要な規定の整備を行う必要があります。

2. 関係政省令の改正

- (1) 道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)について、国土交通大臣が都道府県又は 市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する自動車駐車場の管理を行う場合に代 行する権限等について規定の整備を行うほか、国土交通大臣が地方管理道路の災害復 旧等の代行時に併せて行使できる権限として、占用許可等を行うにあたって必要な警 察署長との協議に係る権限を追加するとともに、道路啓開の代行時に併せて行使でき る権限として、災害時における車両の移動等(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第76条の6)に係る権限を追加します。
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)について、国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え並びに必要な手続き等を規定することとします。
- (3) その他所要の改正を行います。

く問合せ先>

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、片岡、杉﨑、松﨑 TEL:03-5253-8111(内線 37-333)、03-5253-8480(直通)

